

# 令和6年度第1回嘉麻市の国民健康保険事業の運営に関する協議会 議事録

日時：令和6年10月31日（木）

午後2時00分

場所：本庁舎5階委員会室2

出席者（8人）

被保険者代表委員 松熊 聖子、大野 美智子

保険医・薬剤師代表委員 西野豊彦、藤木 健弘

公益代表委員 藤 伸一、中嶋 時夫、林田 作実、中村 恒行

傍聴人数（0人）

## <議題>

- 1、会長、副会長の選出について
- 2、令和6年度国民健康保険事業の運営に関する協議会について
- 3、令和5年度国民健康保険特別会計決算報告
- 4、今後のスケジュールについて

## <審議の内容>

- 1、会長、副会長の選出について

（事務局から説明）

国民健康保険法施行令第5条の規定により、公益を代表する委員から藤委員を会長に、中嶋委員を副会長に選出したいと思うが、いかがか。

（委員）

異議なし。

- 2、令和6年度国民健康保険事業の運営に関する協議会について

（事務局から説明）

- ・国民健康保険とは病気やケガをした時、安心して医療が受けられるように医療費の負担を支え合う制度である。国民健康保険の他に会社で加入する社会保険や主に75歳以上が加入する後期高齢者医療制度などがある。
- ・国民健康保険事業の運営協議会とは、保険税に関するなど重要な事項について協議する協議会である。令和5年度は、国民健康保険税の金額の変更について協議を行った。
- ・運営協議会の委員の構成は、国民健康保険加入者の代表として4名、被保険者としての意見をいただく。次に保険医及び保険薬剤師の方の代表として4名、主に医療等に関する専門的なご意見をいただく。公益委員からの代表として4名、公益団体として、現

在民生委員・児童委員、市議会議員から出ていただいている。任期は3年である。

- ・ 運営協議会を開催するには委員の過半数の出席が必要であること、現在嘉麻市は12名の委員いるため、開催するには7名以上の参加が必要である。また、議決事項は出席している委員の過半数が必要である。

会議を実施する前に委員には、通知を出す、あらかじめ会議にて次回の会議の日程を決めたい。また、事前に欠席が分かれば教えてほしい。

会議の資料は、基本的に1週間前に郵送にて郵送するので、会議の際には持参いただきたい。また、協議の際に必要な資料等があった場合、事務局の方へ要望してほしい。昨年度は、国保税の協議を行うにあたり、他の自治体の状況がわかる資料を出した。

- ・ 協議会の流れについては、まず、嘉麻市が協議会に協議いただきたい内容を「諮問」する。その諮問に沿って、協議いただき、協議結果を「答申」として嘉麻市に提出する。その答申を参考に、嘉麻市が今後の国保事業を行っていくこととなる。

例えば、市から「国保会計の赤字を解消したい」という諮問があった場合、様々な協議を経た結論として「5,000円税額を上げる」となったら、それを答申していただく。それを参考に嘉麻市は税額を改正するか協議する。

- ・ 今年度の諮問については、まず1つが「赤字解消計画」についてである。現在嘉麻市の国民健康保険は多額の累積赤字を抱えており、毎年黒字を出し、少しずつ赤字を減らしてたが、令和5年度は約2,800万円の赤字となったため、解消計画を立てる必要があり、作成にあたり委員の意見を聞きたい。
- ・ もう一つが「国民健康保険税について」である。昨年度資産割を廃止し、「均等割」と「平等割」の金額を上げた。赤字を解消していくためには、税額を増やし、収入を上げていくことが必要となるため、令和8年度の税制に向けた協議を行っていただきたい。
- ・ 最後に令和6年度の運営協議会のスケジュールについて、今年度は4回の会議を予定している。委員の改選上、今年度は第1回会議が10月と遅くなり、第2回が12月、第3回が来年1月、第4回が2月を予定している。来年度は第1回を早めに行い、余裕を持ったスケジュールにて実施したい。今年度は主に現在福岡県が進めている「保険料の統一について」、また令和5年度に発生した「赤字の解消計画について」など、協議いただきたいと思っており、最後の第4回に答申を出したいと考えている。

(委員)

特に意見なし

### 3、令和5年度国民健康保険特別会計決算報告

(事務局から説明)

まずは歳入について

- ・「国民健康保険税収入」は、**6億4,107万8,416円**となり、4年度に比べ6,600万円程減少している。これは、被保険者数の減少及び徴収率の低下による税収減が原因である。
- ・続いて、「県支出金」は、**35億2,211万1,000円**である。これは県からの普通交付金や特別交付金があり、4年度に比べ約2,900万円減少している。都道府県繰入金が増加しているものの、嘉麻市の被保険者数減による医療費の減少により、普通交付金が下がったことが主な原因である。
- ・続いて、「繰入金」は、**4億3,786万8,523円**である。これは保険税軽減分や職員人件費などを一般会計から繰入したものであり、4年度に比べ約1,300万円減少している。これは主に被保険者数が減ったことによる保険基盤安定繰入金が減少したことが原因である。
- ・続いて、「諸収入」は、**1,367万8,261円**である。主に国民健康保険税の延滞金や第三者行為による納付金があり、4年度に比べ約50万円程度減少している。これは、国民健康保険税の延滞金が少なかったことが原因である。
- ・最後に「国庫支出金」は、**13万5,000円**である。これは、国からの交付金であり、13万5,000円増である。
- ・歳入は**合計46億1,487万1,200円**となり、昨年度に比べ1億867万7,355円の減少となっている。

続いて歳出について

- ・「総務費」は、**6,393万6,799円**である。主に職員人件費や郵便料などがあり、4年度に比べ約5万減っている。これは、郵便料などが下がったことが原因である。
- ・「保険給付費」だが、**33億6,968万2,975円**である。主に国保連合に納めている療養給付費や高額療養費であり、4年度に比べ約3,700万円減少している。これは、嘉麻市民の被保険者数の減少により、医療費が下がったことが原因である。
- ・「国保事業納付金」は、**10億9,757万6,979円**である。これは、県が国保事業を運営していくための負担金である。4年度に比べ900万円下がっているが、県から請求額が下がっ

たことが原因である。

- ・「保健事業費」は、**3,435万9,052円**である。これは、特定検診にかかる経費や保健事業にかかる経費となる。4年度に比べ約20万円上がっている。これは、被保険者数が減っており、特定健診の対象者数は減っているものの、特定健診の単価が上がっていることが原因である。
- ・「諸支出金」は、**8,051万6,952円**となる。これは、主に県への交付金の返還金となり、4年度に比べ3,600万円上がっている。これは、多く貰いすぎていた交付金を返還したものになり、令和5年度は4年度に比べ多く返還する必要があったことが原因である。
- ・歳出合計は、**46億4,607万2,757円**となり、昨年度に比べ1,046万7,985円の減となる。
- ・歳入 **46億1,487万1,200円**に対し、4年度の交付金返還額を除いた歳出は、**45億6,863万8,818円**となり、これに5年度の交付金返還見込額7,405万7,420円を引いた2,782万5,038円が5年度の赤字となる。

(委員からの意見)

返還するとは、どういった計算をするのか

(事務局からの回答)

県より交付金として医療費に充てる分のお金をもらう。その金額は見込みであるため、実際にもらった金額の方が医療費より高かったので返還する。医療費は国保連が交付金は県が計算を行う。

(会長からの意見)

次回の会議は12月を予定しているとのことだが、国保被保険者の減少が1つの問題となっている。被保険者数の推移として、どのように被保険者が減っているか、その資料を次回までに用意してほしい。

(事務局からの回答)

次回の会議に提示する。

(委員からの意見)

国保加入者の対象者を教えてほしい。

(事務局からの回答)

国保加入者は、社会保険や後期医療制度などに加入していない人となる。社会保険加入者は、会社等に勤務している人となるため、国保被保険者は自営業者や仕事を退職した人などが対象となる。主に65歳以上が多い。75歳から後期医療制度に移るため、被保険者の減少につながっている。

(委員からの意見)

退職した人が対象となるならば、保険税増額というのは苦しいのではないか。国保の対象者を増やすことができればいいが。

(事務局からの回答)

加入者の年齢の割合や所得の構成などがわかる資料を次回までに作って提示したい。

(委員からの意見)

自分はパートで勤めているが、最近高齢者受給者証をもらった。また、その先には後期高齢者医療制度に加入することとなる。どう違うのか？

(事務局からの回答)

後期高齢者は収入にもよるが、医療の自己負担が1割か2割となる。高齢者受給者証は主に2割となる。社会保険は3割である。

(委員からの意見)

そういったところかわからない。今後勉強していきたい。

#### 4、今後のスケジュールについて

(事務局からの説明)

第2回の会議を12月に実施したい。大体、運営に関する協議会は木曜日の午後に行っているため、12月19日の木曜日はどうか。

(委員からの意見)

異議なし

(事務局からの説明)

2～3週間前に通知文を送るため、都合が悪い時は事務局まで教えてほしい。

(会長からの意見)

特に意見がないので、これをもって運営に関する協議会を終了する。

終了 14時43分